# 指名停止措置について

## 記者発表資料

北陸地方整備局は、本日、株式会社中央技術コンサルタンツ(所在地 東京都新宿区)に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

令和7年10月24日

国 土 交 通 省北陸地方整備局

## 同時発表記者クラブ:管内各県記者クラブ

#### 【問い合わせ先】

北陸地方整備局 総務部 契約課長 椎谷 環 電話 025-370-6647 (課直通)

北陸地方整備局 総務部 契約管理官 外立 正六 電話 025-370-6650 (課直通) ※港湾空港関係工事に係る措置に関するもの

## 指名停止措置の概要

#### 1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
株式会社中央技術コンサルタンツ	東京都新宿区西新宿8-5-1

2. 指名停止措置期間: 令和7年10月24日~令和7年12月23日(2ヵ月)

3. 指名停止措置の範囲: 北陸地方整備局管内

#### 4. 事実概要

上記有資格業者の東北支店長は、宮城県気仙沼市が発注した業務の入札において、気仙沼市 職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和7年7月21日、宮城県警に 公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕され、同年8月8日、仙台地検に公契約関係競売入札妨 害の罪で起訴された。

その後、同支店長は、同市が発注した別の業務においても、同市職員が漏洩した情報を入手 し、公正な入札を妨害したとして、同年8月20日、仙台地検に公契約関係競売入札妨害の罪で 追起訴された。

## 5. 措置理由

上記4. については、「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成10年8月5日付け建設省厚契発第33号)に準用される「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月31日付け港管第927号)別表第2第8号口に該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

#### 参考

〇「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2 (抜粋)

措置要件	期間
(公契約関係競売等妨害又は談合)	
8 次のイ又は口に掲げる者が締結した請負契約に係る工事に	逮捕又は公訴を知った日
関し、一般役員等又は使用人(使用人においてはイに掲げる)から	
場合に限る。)が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により	
逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第 12	
号に掲げる場合を除く。)。	
イ 当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員	2ヵ月以上12ヵ月以内
ロ 当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員	1 ヵ月以上 12 ヵ月以内